

## 高齢者が社会の支え手として活躍できる 65歳まで働ける取り組みを支援します

公的年金支給開始年齢(老齢厚生年金の報酬比例部分)の65歳への引き上げが開始される平成25年度以降、無年金・無収入となる方が発生する可能性があることから、国は希望者全員が65歳まで働ける企業の普及促進を積極的に図っています。  
山口県中小企業団体中央会は、その取り組みを行う事業者の皆様を支援しています。

### 希望者全員が65歳まで働ける制度とは

下記のいずれかの措置を実施することです。

- 1 65歳以上への定年の引上げ
- 2 定年制の廃止
- 3 希望者全員が65歳以上まで継続雇用される制度



なお、高齢者等の雇用の安定に関する法律については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

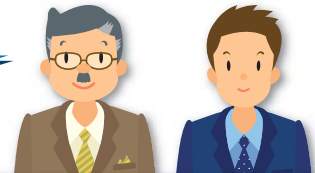
高齢者雇用対策

検索

## 希望者全員が65歳まで働ける制度の導入・ご検討は



ご相談下さい!



### 希望者全員65歳雇用確保達成取り組みへの支援

山口県中小企業団体中央会は、継続雇用制度導入に向けた事業主、事業団体の方々に対し就業規則等の作成や人事制度、賃金、退職金制度の設計、高齢期人材の活用に向けた制度設計へのアドバイスを推進員や社会保険労務士の専門家派遣などで相談・援助を行っています。

## 希望者全員65歳雇用確保達成相談申込書 (この用紙のまま送信ください)

送信先 FAX 083-925-1860 山口県中小企業団体中央会 行

企業名 \_\_\_\_\_ 業 種 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ FAX番号 \_\_\_\_\_  
ご担当部署 \_\_\_\_\_ ご担当者名 \_\_\_\_\_

お申し込みの情報内容は、本事業以外に使用することはありません。相談受付は平成25年3月15日まで

お 申 込  
お 問 合 せ 先

山口県中小企業団体中央会

〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号 URL <http://axis.or.jp/>  
TEL 083-922-2606 FAX 083-925-1860 担当(飯盛・前田)

## 事業者に対する相談・援助業務

中小企業における高年齢者雇用の現状、課題等を把握し、個別訪問、セミナーの開催等により「希望者全員65歳雇用確保達成」への取り組みを支援します。

- 中央会に相談窓口を設置、相談対応、推進員による企業への訪問、相談・援助業務
- 社会保険労務士等専門家による「希望者全員65歳継続雇用」制度導入への相談・課題解決支援
- 県内4カ所でのセミナー開催(9～11月)・個別相談実施  
(セミナー開催案内は、中央会ホームページ <http://axis.or.jp> に掲載いたします。)

## 中小企業定年引上げ等奨励金（支給額：20～120万円）他

下記のいずれかを実施した中小企業事業主に対し、導入した制度等に応じて、一定額の奨励金が支給されます。(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

- 65歳以上への定年の引上げ
- 定年の定め廃止
- 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入
- 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準当該者を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入

## 高年齢者を活用するメリット

「企業の声」(抄)

- 高齢者の経験に裏打ちされた技能・技術は即戦力であるばかりでなく、期限を区切ることなく若者のOJT教育による技能継承ができ、将来的人材確保の先行投資を軽減できている。  
(アパレル)
- 高齢者は協調性が高く協力的。高齢者が率先してまじめに就業している姿は他の従業員の模範となり、社内に良い影響があり業績向上に結びつく。(食品製造)
- 体力の落ちてきた高齢者に配慮し、作業環境を整えることで、若者も作業がしやすくなり、作業効率がよくなった。(食品加工)
- 定年延長が若者のモチベーション維持向上につながり、社員の定着に大きく作用する。(製造卸売)

このように、高年齢者を積極的に活用することで多くの企業が業績向上など成果を上げています。

厚生労働省「高年齢者雇用安定法ガイドブック」より

## 国の方針・法律

※国は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」について、政府案を平成24年3月に通常国会に提出していますが、今後の国会審議によっては内容が変更になる場合があります。